

## 独逸学協会学校専修科

——ある法律学校の歴史——

堅 田 剛

### 一 専修科の発足

独逸学協会学校の開学は、独逸学協会設立の二年後、明治一六（一八八三）年十月二二日のことである。その教育課程は当初は初等科と高等科からなっていたが、翌一七年十月に校則を改正し、一八年の七月より、五年制の普通科のほか新たに二年制の専修科を設置した。改正校則によれば、普通科は一四歳以上の者を就学させ、その三年の課程を修了した者に専修科への入学を認めた。普通科はドイツ語教育を特色に高等教育の予科として位置づけられたが、これに対して専修科は「政治、法律学ノ大意」を教授することを目的としていた。すなわち、独逸学協会学校専修科は、明治初期のいわゆる〈法律学校〉として出発したのであった。

		第一年第四級	
経済学	6	民法	6
法学概論	6	和漢学(日本古今法制論)	3
史学(万国史)	6		
		第一年第三級	
経済学	6	史学(万国史)	3
国法総論	6	民法	6
刑法	3	和漢学(日本古今法制論)	3
		第二年第二級	
国法総論	6	史学(万国史)	3
刑法	3	国際公法	3
行政学総論	6	和漢学(日本古今法制論)	3
反訳	3		

普通科の入学試験は、初級ドイツ語をはじめ、日本外史等の和漢学、漢文または仮名まじり文による作文、度量衡までの算術についておこなった。また入学後三年までに、ドイツ語と和漢学を中心に週三〇時間ほどの授業を受けねばならなかった。ドイツ語と和漢学が授業の中心であったのは、そもそも校則の第一条に「本校ハ独逸学ヲ主トシ、傍ラ和漢学を教授シ、以テ有為ノ学士ヲ養成ス」とあったためである<sup>2)</sup>。

しかし専修科はちがう。専修科は単なるドイツ語学校ではなく、「法律学校」として、法学や政治学の専門教育に資することを目的としていた。ここでは当初の教育課程は二年が予定され、これが第四級から第一級までの四学期に分けられていた。以下に掲げるのはその学科目と一週当たりの授業時間数の一覧である<sup>3)</sup>。

第二年第一級		
行政学各論	6	統計学
政略論	6	反訳
国際公法	3	和漢学（日本古今法制論）
		3 3 3

これによれば、一週間の授業時間数は第四級から第二級までが二七時間であり、第一級のみが二四時間であった。おそらくこれらの科目は、月曜日から金曜日までは一日五時間、土曜日は午前中だけ、といった時間割のなかに配当されていたと思われる。

さらに、四級二年にわたる授業時間を科目ごとに合計すると次のようになる。

経済学	12	法学概論	6
史学（万国史）	12	民法	12
和漢学（日本古今法制論）	12	国法総論	12
刑法	6	行政学総論	6
反訳	6	国際公法	6
行政学各論	6	政略論	6
統計学	3		

週一時間で一学期の講義は今風にいえば一単位にはかならないから、右の一覧はそのまま単位数を表わしている。二年間で合計一〇五時間つまり一〇五単位というのは、今日の大学の一般的基準に照らしても、相当に濃密なカリキュラムであった。

専修科の発足は、実際には明治一八（一八八五）年九月のことである。あらかじめ入学試験をおこなった結果、

普通科四年級生よりの内部進学者が八名、他に外部から入学した者が四名、合計一二名が第一期生となった。<sup>(4)</sup>

独逸学協会学校のカリキュラムは、文部省および司法省の指導により、明治二〇(一八八七)年に再度の改正をおこなった。すなわち、普通科三年の課程に専修科三年六学期の課程を上乗せすることとなったのである(普通科本体は五年制)。もっとも、これも両省からの指導の結果、普通科は第一高等中学校をへて帝国大学に進む者の予備教育の場となり、他方専修科は政治や法律の専門教育にして、その実態は高級官僚をめざした職業教育の機関に留まることを余儀なくされた。従来の並立制にくらべて普通科から専修科への進学が円滑になった面もあるが、専修科に進むことは事実上大学への途を閉ざされることにもなったのである。

この年の五月に開かれた独逸学協会の春季総会では、この間の事情が率直に報告されている。

「我協会ハ、春秋兩度ニ開会スヘキ定規ノ処、昨年四月、宮中補助金ヲ廃セラレ、之レニ代ルニ文部省ヨリ学校費ヘ補助金下附セラル、コトトナリ、普通科ハ第一高等中学校ニ入ルヘキ生徒を養成スヘキ旨、命令之アリ。本年四月司法省ヨリ法学士養成補助金下附ノ命令之アリ。依テ普通科ハ大学ニ入ルヘキモノ、専修科ハ政治法律ノ学科ヲ教授シ、以テ法学士ヲ養成スルノ目的ニ確定セシヲ以テ、本日、此会ヲ開キタリ。」<sup>(5)</sup>

右にみられる「補助金」に関しては、「官の補助金の多かりしこと、他の私学に見ざる所なり」という石井研堂の言がある。石井『明治事物起原』によれば、独逸学協会学校は、当初宮内省から年額二千四百円の下賜金があったほかに、明治一九(一八八六)年より文部省から年額一万円、翌二〇年からは司法省より「法学士養成」の名目で年額二万円の補助金を交付されていた。さらに、一八年より内閣機密金からも月額二千円の支出があった。<sup>(6)</sup>こと

の是非はともかく、独逸学協会学校は官立学校なみの異例の特典に浴していたといえよう。

さてこの新たな教育課程を知るには、ドイツ人教師ゲオルク・ミヒャエリスによる講演「独逸学協会学校生徒養成法」が便宜である。この講演は、明治二〇（一八八七）年の独逸学協会總會においてなされた。ここでは専修科に関する部分のみを引用する。なおミヒャエリスその人については、のちにあらためて紹介する。

「普通科卒業ノ生徒ハ、平均年齢十八、九歳ノモノニシテ、其志願ニ依リ更ニ専修科ニ入レ、政法学科ヲ修メシム。

専修科ノ目的、及其講師ノ任ハ、六学期内ニ生徒ヲシテ独逸ノ私法、公法、及経済学ノ大意ヲ了得セシメ、傍ラ日本ノ講師ニ就キテ日本法制ノ沿革、及現状ヲ知ラシムルニアリ。其他、英語ハ日本ニ於テ広く行ハレル外国語ナルヲ以テ、専修科ニ於テモ尚、之ヲ教授シ、必要ノ程度ニ達スルマテ之ヲ習熟セシム。」

ミヒャエリスの「生徒養成法」は、きわめて明瞭である。すなわち、専修科の生徒は普通科を卒業した一八歳以上のものであること、専修科の実質は「政法学科」であり、ドイツの法制をドイツ語で教えることを主たる目的とすること、教育課程は三学年を六つの学期に分けて編成すること、である。大学に準じる高度の専門教育をめざしたことがわかる。ただしこれは理想であって、現実には帝国大学法科大学が前年の明治一九（一八八六）年に設立され、法学教育においてこの存在を無視するわけにはいなくなっていた。いづれ日本の法制も整備されるはずである。しかも、準大学的な私立の〈法律学校〉も生徒獲得のため激しい競争を始めていた。さらにミヒャエリスも認めるように、協会学校においてもドイツ語にくらべて英語の比重が増してきていた。

だが専修科の前途を悲観するのは、いかにも早すぎる。ここは〈法律学校〉としての専修科の方針に、素直に耳を傾けておこう。

ミヒャエリスは、つづけて日本法制と外国語以外の授業科目を列挙している。改正前とは大きく異なるので、以下に三年課程の専修科の概要を掲げる。先に二年課程のカリキュラム表を示したが、改正後のこちらのほうがより実態を反映しているはずである。当初第三学期までは、ミヒャエリスが一人でこれらの科目を担当していたという。もちろん、講義はドイツ語でおこなわれた。

#### 第一期

哲学総論、法律学初歩、ローマ法の沿革・要領、経済原論

#### 第二期

経済各論、民法、刑法学

#### 第三期

商法、為替法、海上法、普通国家学

#### 第四期

倒産、公売処分、ドイツ訴訟法、治罪法、普通国法学

#### 第五期

ロシア憲法、財政学

#### 第六期

行政学、国際法、国際私法

ミヒャエリスは協会学校の教頭を兼ねており、法学教育ないし法曹養成について、司法官の養成を第一の目的とするドイツ流の教育方針に絶対の自信をもっていた。イギリスやアメリカでは「法律家ノ養成ヲ一ニ代言人社会ニ放任」し、フランスでも代言人が過度に重んじられているが、「夫ノ狡猾ナル代言人ト、法理ニ通スル公平ノ裁判官トハ、二個ノ全ク相異ナルモノ」であるからである。<sup>⑧</sup>

もとよりミヒャエリスの自信は、代言人に対する偏見の裏返しにはちがいない。けれども、ようやく西洋的な近代法制の門口に立った日本にとって、効率的な法曹養成を考えれば、民間の代言人よりは官僚たる司法官を優先せざるをえない。独逸学協会学校の専修科は、法律学校として、法曹官僚の養成機関と位置づけられた。ミヒャエリスのこの批判は、英米人が教授するがゆえにまだドイツ的ではない「東京大学」、つまり帝国大学に対しても向けられる。

「其他、今日ニ至ルマテ東京大学ニ於テハ英語ヲ以テ独逸ノ法律ヲ教授ス。民法、訴訟法ノ如キ英語ヲ以テ之ヲ簡明ニ説明スルノ極メテ困難ナルハ、苟モ大学規則ニ檢束セラレテ、英語ヲ以テ独逸法ヲ講セサルヲ得サル人ノ能ク知ル所ナリ。又英語ヲ以テ独逸ノ法学ヲ修ムル生徒ハ、独逸ノ著書ヲ読ムコト能ハス。是レ修学ニ至緊至要ナル補助ノ道ヲ杜絶スト謂フヘシ。」<sup>⑨</sup>

ミヒャエリスにとって、ドイツの法学は最も優れた法学であり、これを学ぶにはどうしてもドイツ語の素養が必

要である。しかし、わが国における唯一の大学たる帝国大学では、いまだドイツ法学の専門家による講義はおこなわれていなかった。ドイツ語の教育を踏まえてドイツ法学の専門教育を講じうる学校は、いまだ独逸学協会学校しか存在しない。ミヒャエリスには、協会学校の専修科こそ最も理に適った〈法律学校〉と思われた。もちろん彼の自負は、それなりの実績に裏づけられたものであった。

## 二 栄光の専修科

明治一六(一八八三)年創立の独逸学協会学校に前後して、明治の十年代には私立の〈法律学校〉が次々と開学した。その主なものとしては、一二年創立の東京法学社(のちの和仏法律学校、法政大学)、一三年の専修学校(専修大学)、一四年の明治法律学校(明治大学)、一五年の東京専門学校(早稲田大学)、一九年の英吉利法律学校(中央大学)が挙げられる。当時これらの学校は「五大法律学校」と総称された<sup>10)</sup>。さらに、この五校に帝国大学法科大学(東京大学)、慶応義塾(慶応大学)、日本法律学校(日本大学)、そして独逸学協会学校専修科(独協大学)の四つを加えて、「九大法律学校」と呼ぶこともあった。

独逸学協会学校専修科の卒業生には、文官高等試験の受験資格が与えられた。というよりも、この試験制度はそもそも専修科卒業生のために新設されたという見方さえある。きわめて興味深い説なので紹介する。

「此処に一つ面白い話がある。今の人に話をすると虚言だと思ふのは、文官高等官試験規則と云ふ法律は、実に独乙学協会学校第一回の卒業生を司法官行政官に採用する為の法律であったのである。当時即ち明治二十一年平



田東助氏が法制局長官であつて、独乙の Statsexamen に倣ふて此法律を制定し、此によりて第一回卒業生を試験したのであつて、其又試験委員が独乙人ミハリス博士、モツセ博士、ロエスレル博士であつたのは、日本の高文試験と云ふのに対して実に不思議とも奇妙とも云へる。<sup>(11)</sup>

考えてみれば、このことは不思議でも奇妙でもない。これまで帝国大学法科大学および文科大学の卒業生を高等文官に無試験で登用していたところ、私立法律学校が台頭してきたために、水準を維持するため私立法律学校の卒業生に試験を課した、というのが実態だからである。すなわち、明治二一（一八八六）年、文部省は「特別認可学校規則」を公布して、先の五大法律学校に独逸学協会学校専修科と東京仏学校法律科の二校を加えて、合計七つの私立法律学校に高等文官試験の受験資格を与えた。<sup>(12)</sup>そして、新たな二校のうち東京仏学校は翌年東京法学校と合併して和仏法律学校になったから、たしかに高文試験は専修科卒業生のために新設されたとしても、まちがいはないのである。なかなか愉快な話ではある。

さらに明治二六（一八九三）年には、司法省より判検事登用のための司法官試験の受験資格を与えられた。これまで帝国大学の卒業生だけに受験資格を認めていたが、司法省令を改正して、司法大臣があらかじめ指定した私立学校の卒業生にも、受験を認めることとなったのである。これにともない指定校となった私立法律学校は、関西法律学校・日本法律学校・東京法学院・独逸学協会学校・東京専門学校・明治法律学校・慶応義塾・専修学校・和仏法律学校の九校であつた。<sup>(13)</sup>要するに、先に挙げた「九大法律学校」という言い方は、関西法律学校以外の東京所在の八つの私立法律学校に帝国大学の法科大学を加えた、九つの〈法律学校〉を意味したのである。

こうした試験制度の改革のなかで、協会学校専修科の卒業生は、その多くが高等文官試験や司法官試験に合格し

た。さらに行政官・外交官・司法官のみならず、学界や財界にも有為の人物を多数輩出した。同窓生の回顧によれば、当時はまさに「栄光の専修科」の颯を呈したのであった。<sup>14)</sup>

たとえば、司馬亨太郎のあとを受けて第九代校長となった小山松吉は、専修科の第五回生として明治二五(一九二二)年に卒業した。彼は翌年司法官試験に合格し、その後各地の判事や検事を歴任し、大正一三(一九二四)年には大審院の検事総長となった。さらに昭和七(一九三二)年には斎藤実内閣の司法大臣を務めている。昭和一年に司馬校長が亡くなったとき、彼は法政大学の総長であったが、懇請もだしがたく協会学校の校長職を引き受けた。<sup>15)</sup>

行政官や司法官ではないが、専修科の出身者には、のちに東大教授になった三瀨信三や、加藤弘之の次男で鴻池銀行頭取となった加藤晴比古、それに「日本のグリム」ともいわれる児童文学の巖谷季雄(小波)などがある。<sup>16)</sup>

さて、栄光の専修科の実態を知るには、『九大法律学校大勢一覽』と銘打った明治三二(一九一九)年発行の一種の受験案内が便利である。ここには、先に挙げた九つの〈法律学校〉の各々について、当時の卒業生総数や就職状況が整理されているからである。このうち「法科大学以下各学校卒業生年度別一覽表」と「府下司法省指定法律学校卒業生就職別一覽表」を転載する。この二つの統計には、法制史学者の手塚豊や教育史学者の天野郁夫も注目している。<sup>17)</sup>

独逸学協会学校専修科（堅田）

年次	学校																							
明治廿八年	八七	七四	七八	七〇	四三	八三	三九	五九	一一	一一	一〇	四三	八	八	九	六	九	六	二	五				
明治廿七年	一三七	一三四	一五一	二九七	三四三	三一九	一四三	四五	一八	四														
明治廿六年	三二	二三	四一	六二	八二	〇七	五一	一六	一七	三〇	四二	八												
明治廿五年	六九	八七	一二二	一四七	一四二	四四六	一五四	一〇六	三四	一一	二一	三五	一五	一										
明治廿四年	二	一	五	五																				
明治廿三年	七	四	四																					
明治廿二年	三	五	五	五	五	〇	八	六	二	二														
明治廿一年	八	一	一	六	八	四	七	四	四	五	八													
明治二十年	三			一	三	五	一	一	一	二	四	四	一	一										
明治十九年				三	三	九	七	三	五	四														
明治十八年				二	二	一	九	一	三															
明治十七年				二	一	九	七	三																
明治十六年				二	一	九	七	三																
明治十五年				二	一	九	七	三																
明治十四年				二	一	九	七	三																
明治十三年				二	一	九	七	三																
明治十二年				二	一	九	七	三																
明治十一年				二	一	九	七	三																
明治十年				二	一	九	七	三																
明治九年				二	一	九	七	三																
明治九年				二	一	九	七	三																
小計	四八〇	四四二	五三二	六七一	七二〇	一、二五〇	五〇〇	三一六	一一九	一〇七	八一	一	一	一	二	三	四	一	八	六	九	六	二	五

法科大学以下年度別一覽表 明治三十年十二月末日調  
各學校卒業者

東京專門  
法政學校  
（法律部）  
明治慶心義塾  
日和本和  
法律學校  
（法律科）  
獨逸學協會  
學校  
（法律科）  
專修科

合計	銀行各員及 會社社員	教育 家	破 產 管 理 人 及 執 達 吏	新 聞 記 者 及 雜 誌 記 者	府 県 會 議 員	代 議 士	判 任 文 官	公 証 人	弁 護 士	主 理 、 理 事	判 事 、 檢 事	高 等 武 官	高 等 文 官	職 業 / 學 校
七〇四	九六	七	八	一四	七	二	二四一	四	一四三	三	一三四	二五	二〇	法 學 院
二五三	六八	一四	一	二〇	一〇	七〇	一	二四	三〇	七	八			專 門 學 校 (法 學 部)
一四	八	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	慶 応 義 塾 (法 學 部)
五一七	五五	三	七	一六	一〇	八四	三	一九〇	四	二六	一二	七		明 治
一二七	二三	一	一	七	一	四九	一	一三	一八	一一	六			日 本
二六九	四三	四	四	二	三	八四	七	六六	一	四八	三	四		和 仏
九六	一九	五	三	二	一	一七	一	二六	一	一九	三			專 修 學 校 (法 律 科)
一一五	一二	四	一	一	一	四九	一	二	三	一二	二	一		獨 逸 協 會 (專 修 科)
二、〇九五	二二四	三九	二三	六三	三一	二	五九五	一六	四六五	一一	三八七	八〇	五九	小 計

府下司法省指定  
法律學校卒業生  
就職別一覽表  
明治三十年々末現在調

合計	明治廿九年	明治三十年
八四二、〇三〇	九七	二二二
五七〇	二二八	二五
一、五八五	三四	八八
一九	八七	八八
三七八	六	上
六六五	一〇三	一〇二
二五九	五三	四六
一六四	二	一
六、五一三	五七八	五六九

まず卒業者一覧表によれば、明治二一（一八八八）年から二八年までの独逸学協会学校専修科の卒業生は計一六四名である。これは慶応義塾の法律科について少ない数であるが、その理由はそもそも専修科の入学者が少なかったことと、のちに述べるようにわずか十年の歴史しかもたなかったことによる。しかしながら、卒業生の進路に関するかぎり、群を抜いた活躍ぶりであったことがわかる。

すなわち、私立法律学校の就職別一覧表をみると、専修科は高等文官一名、高等武官二名、判事ないし検事一二名、判任文官四九名など、多くの上級公務員つまり「官僚」を輩出している。こうした数は絶対数においてもけつして他校に引けをとらないが、卒業生累計との比率からすれば圧倒的に第一位を占めていた。

ちなみに天野郁夫の試算によれば、卒業生に対する官僚輩出の比率は独逸学協会学校専修科が八二％であり、日本法律学校六六％、東京法学院六〇％、和仏法律学校五二％、東京専門学校四五％、明治法律学校四四％、専修学校四一％となる。統計そのものが明治三〇（一八九七）年の時期までではあるものの、独逸学協会学校は他の私立法律学校に大きく抜きん出たのである。<sup>18</sup>

前に述べたように、△法律学校▽としての専修科は、ドイツ語およびドイツ法の教育を主な目的としていた。もちろん、法律学校としては他の私立の諸学校と競合したし、ドイツ法教育の面では、明治二〇（一八八七）年には帝国大学に独法科が設置された。ドイツ法学を踏まえた「法学士の養成」こそが、専修科の最大目標であったことからすれば、早くも専修科の存在意義が問われはじめたのである。この点に関して、大村仁太郎による協会学校の新方針にも言及しておく。大村は、のちに加藤弘之のあとをうけて第四代校長になっている。

「加之、独逸学協会学校ハ純然タル一私立学校ナレトモ、司法省ヨリ之ニ毎年貳万円ヲ補助シ、以テ独逸学専修

ノ法学者ヲ養成センコトヲ期スル如キ、蓋シ亦其法学ノ特ニ我国ニ適切ナルニ由ルナラン。文部省モ亦、年々金  
 老万円ヲ該会ニ交付スルハ其主旨蓋シ此ト異ナラス。既ニ法科大学ニ於テ第三課ノ在ルアルニ、尚、巨金ヲ出シ  
 テ一私立学校ヲ補助スルハ官立学校中ニ於ケル独逸学ヲ以テ未タ足レリトセス、更ニ第二ノ方法ニ拠リテ益々其  
 充備拡張ヲ要ムルノ旨意ナラン。<sup>19)</sup>」

大村のこの文章は、第一高等中学校がドイツ語を第二外国語にいわば格下げすることへの反対論のなかに出てく  
 る。すなわち、明治二四(一八九一)年より一高は英語で入学試験をおこない、また英語を全学的に第一外国語と  
 して、大学で医学や法学を学ぶ者のためには、第二外国語としてドイツ語を学ばせるといふ計画であった。これ  
 は、第一高等中学校に多数の合格者を出していた独逸学協会学校の普通科にとっても由々しきことではあったが、  
 それ以上に専修科にとっては存在の根本に関わる危機的事態であった。なぜならば、この改革はドイツ語の相対的  
 地盤低下とあいまって、ドイツ法学の将来にも影響をもたらしかねなかつたからである。大村の反論は明治一九年  
 に書かれており、やや先走りの感もないではないが、「栄光の専修科」も実は発足の当初から不吉な陰りを帯びて  
 いたということにほかならなかつた。

### 三 専修科の教師たち

独逸学協会学校専修科の概要については、「本邦独逸語の中心」「独逸の国風を代表せる唯一の学校」と銘打った  
 学校案内が『独逸語学雑誌』に載つた。このなかの専修科に関わる部分を以下に引用する。

「故に普通科は専修科の子科にして、専修科は司法、行政の官吏たらんとする青年を養成する一専門学校となれりしなり。而して、其聴講に必要な語学上の智識は皆普通科に於て修了したるなり。初め教授の任に当りたるは、ドクトル・ミハエルス、エフ・デルブリュック、エ・デルブリュックなりしが、廿一年同氏等の帰国に際し、ドクトル・レンホルム、ドクトル・ニッポルド、ドクトル・ウエルニッケの諸氏、新に渡来し専修科の授業を担当し、語学教師としては、ドクトル・ヘーリング（明治十八年来）、ギムナジヤールレール、ベー・エーマン（明治廿年来）の二氏其任に当れり。同校の当時高給の教師を聘し得たるは、聖恩に浴せるの外、十九年来文部省より毎年一百万の保護金、翌年司法省より毎年二百万の保護金を享けたるに依る。実に当時は同校全盛の時代にして、独語並に法、政二科に成績宜しかりしを以て、卒業の生徒は皆、高等文官試験に登第し、官吏に採用せられたり。」<sup>②</sup>

文中にみられるドクトル・ミハエルスとは、すでに簡単に紹介した法学博士ゲオルク・ミヒャエリス（Georg Michaelis, 1857—1936）のことである。西岡校長より東京府知事に提出された教員雇入願によれば、「法学・行政学・経済学教師 ドクトル・ゲラルヒ・ミハエリス」は、ライプツィヒ大学などで学んだのち、高等法院試補をへて、来日する以前はベルリン第二地方裁判所の検事局で働いていた。そして明治一八（一八八五）年十月に独逸学協会学校教員を委嘱されたのである。当時彼は二七歳であった。<sup>②</sup>

ミヒャエリスが独逸学協会学校に赴任した経緯については、『独逸学協会学校五十年史』では次のように記されている。

「就中専修科の『ミハエリス』教頭の如きは、帰国後独逸帝国の大宰相に迄就任された程の有力なる公法学者で、其外の『デルブリュック・フェリックス』並に同『エルンスト』両氏も、彼国の著名なる大蔵大臣『デルブリュック』氏の系統を受けたる斯学の大家であつて、我校が斯かる有数の大学者を専修科の教官として迎え得たのは大に訳のあることで、曩きに政府が欧米諸国と我邦との旧条約改正の実施を断行する準備として、其必要なる諸法典を編纂するに就て、右顧問の選定方を当時の独逸公使であつた青木子爵を通して、特に『カイゼル』に依頼した結果、其招聘に應じて来朝せられたのが右『ミハエリス』氏並に『デルブリュック』両氏の三名であつた。」

ドイツ公使の青木周蔵は独逸学協会の設立者の一人であるが、彼は欧米列国との不平等条約の改正交渉と並行して、協会学校の教師招聘に尽力した。もつとも、皇帝がミハエリスを推挙したとか、彼にわが国の法典編纂が託されたというのは疑わしい。学校側としてはそれほどの大物を要望したということであろう。だが実際に応募してきたのは、大学を出て数年の、いまだ学位をもたない青年判事補にすぎなかつた。ミハエリスの言い方にしたがえば、「ドイツ協会学校」(Doitsu Kiokai Gakko) あるいは「ドイツ法学校」(die Schule deutscher Rechtswissenschaften) に派遣されるにあたり、青木は法学博士号の取得を条件とした。多額の費用を払う以上、それなり

の箔づけが求められたということである。

ミハエリスは急いで学位を得ねばならなくなつた。以下に掲げるのは、これにまつわる彼自身の回顧である。指導教授は令名高いイエーリングであつた。彼の学位取得騒動は、図らずもイエーリングと独逸学協会とを結びつけることになる。



「青木公使が重くみたのは、彼の祖国に私が法学博士として登場することであった。私は彼にいった。博士試験はまだ早すぎます、お金の問題がありますから、と。彼がそのための軍資金として博士手数料を上乘せしめてくれたので、私は博士試験を受けるべくゲッティンゲンに急いだ。ゲッティンゲンを選んだのは、フォン・イエーリング教授がその法学部長であり、試験委員会の委員長であったからだ。そして、彼なら私の特殊事情に格別の理解をもってくれるものと、確信していたからである。イエーリングには、自分の著作ができるだけ多くの外国語に翻訳されたいという弱みがあり、日本語訳が得られることは格別の魅力であった。はたして、渡りをつけるには好都合とばかりに私の派遣を喜び、彼は私のことを大きな心で受け入れてくれた。」

要するに、ミヒャエリスとイエーリングのあいだには、学位の授与と引き換えに日本語訳の斡旋をするとの、暗黙の約束が交わされたというわけだ。詳細はわからないが確認できた事実のみを挙げれば、イエーリングの『権利のための闘争』の本邦初訳は、ミヒャエリス着任の翌年、つまり明治一九（一八八六）年に、「学士區令氏権利争闘論」と題して『独逸学協会雑誌』に発表されている。訳者は甘寝斎主人、実は協会学校校長の西周である。イエーリングが「西による日本語訳（東京）」として言及しているのは、この独逸学協会版のことである。とすれば、この翻訳が刊行されるに際して、ミヒャエリスの働きかけがあった可能性が充分にある。

イエーリングと協会学校の関係はそれだけではない。第三代校長の加藤弘之は、明治二六（一八九三）年に、『強者の権利の競争』をドイツ語と日本語で相ついで出版しているが、これはイエーリングの進化論と加藤のそれとの密接なつながりを示唆する著述である。このことはドイツ語の標題を比較するだけで一目瞭然となる。というのも、イエーリングの『権利のための闘争』は、*Der Kampf ums Recht* であり、これに対して加藤の『強者の

権利の競争』は „Der Kampf ums Recht des Stärkeren“ であったからである。

イエーリングには、このように西と加藤という二人の校長が関わっている。ところで教頭となったミヒャエリスだが、行きがかり上、彼についてはもう一人の校長桂太郎との関係で、面白い後日談を記しておこう。

ミヒャエリスは見方によればイエーリング以上の大物であった。なぜなら、帰国後の彼は国務次官や食糧庁長官をへて、第一次世界大戦中の一九一七年には、短命で終わったとはいえ、ドイツ帝国の首相にまで出世したからである。ミヒャエリス在職当時の第二代校長は桂太郎であり、桂もまた明治三四(一九〇一)年以降三度にわたって内閣を組織したから、同期の校長と教頭がそろって日本とドイツの宰相となったことになる。桂の最後の組閣は大正元(一九一二年)年であったので、第一次大戦でかつての校長と教頭が日独の首脳として相まみえることこそなかったものの、まことに不思議な因縁ではあるまいか。

なお、明治二三(一八九〇)年刊行のミヒャエリスの『経済学史』は、協会学校での経済学の講義を学生が翻訳したものである。<sup>(25)</sup>

ミヒャエリスの招聘にはドイツ公使の青木周蔵が尽力したといった。青木はこれに先立ってロエスラー(Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834—94)の招聘にも深く関わっている。周知のように、ロエスラーはわが国の憲法典や商法典の編纂に重要な役割を果たした。ミヒャエリス雇入れに際しての法典編纂云々の記述は、あるいはロエスラーと混同したものかもしれない。ロエスラーは外務省の法律顧問であつて協会学校の教員ではなかったが、独逸学協会の名誉会長として「独逸学方針」という講演をおこなったことがある。これは政治学と経済学におけるドイツの学界状況を要約したもので、『独逸学協会雑誌』にも掲載された。<sup>(26)</sup>

ミヒャエリス以外の教師たちについても、簡単に紹介しておく。

まずミヒャエリスとともに赴任した両デルブリュックであるが、彼らは従兄弟同士で、フェリックス・デルブリュック (Felix Delbrück) はドイツに帰って大審院検事となり、エルンスト・デルブリュック (Ernst Delbrück) は統計局長官となった。

ドイツの地方裁判所判事であったレーンホルム (Ludwig Hermann Loeholm) は、協会学校の教頭として来日し、帝国大学のドイツ法科で講義したこともある。彼はわが国の民法・商法・刑法をドイツ語に翻訳して海外に紹介した。その後アメリカに渡ったといわれるが、詳細はわからない。またニッポルト (Otfried Nippold) には国際条約論に関する著書があり、ヴェルニケ (Johannes Vernicke) も『資本主義と中産階級政策』を著した。

ドイツ語教師のヘーリング (Otto Herring) は、学習院でも教えていた。前掲の文中にベー・エーマンとあるのは、ベー・エーマン (Paul Ehmman) の誤りと思われるが、彼もまた専修科のほかに慶応義塾の法律科でもドイツ語を教えた。<sup>27)</sup>

独逸学協会学校の専任ではなく帝国大学文科大学の教授であったが、専修科にゆかりの学者としてカール・ラートゲン (Karl Rathgen, 1855—1921) の名前も挙げておきたい。彼はドイツ歴史学派に属する経済学者であった。ラートゲンはときどき独逸学協会学校でも講義をおこなない、その『行政学講義録』が独逸学協会から出版されている。<sup>28)</sup> 彼は帰国後、ベルリンとマールブルクをへて、ハイデルベルク大学の経済学の教授になった。その前任者はマックス・ヴェーバーである。弟子のホーニヒスハイムによる『マックス・ヴェーバーの思い出』には、ラートゲンについての次の記述がみられる。

「ところが、ハイデルベルク大学に経済学の適当な後継者を迎えるとの問題が、きわめて切迫した仕方でもマッ

クス・ヴェーバーを襲った。それは彼が退職した際のことであったが、政府当局は、周知のようにゾンバルトを後任として認めなかった。彼らはカール・ラートゲンで一致したのである。狡猾な目つきをしながら、『彼はシュモラーの義兄弟だ』と意味深長な批評をする者もいた。しかし彼はもっとまじであった。とくに彼は長年日本に行っており、日本の国民経済について、通俗的であるとともに、包括的で厳密に学問的でもある何冊かの著作を公刊していた。それらはとくに、日本の国民経済が近代的な西洋の類型にしたいに適応していくことについての著作であった。<sup>(29)</sup>

ラートゲンの滞日中の研究成果は、『日本の国民経済と国家財政』と題して帰国直後の一八九一年に出版されている。この本はヨーロッパにおける日本経済研究の必読文献になったという。<sup>(30)</sup>

叙述の都合上ドイツ人学者を先行させたけれど、もちろんわが国のドイツ学者も専修科に関わっている。その筆頭に掲げるべきは加藤弘之であろう。彼はわが国最初のドイツ学者であるし、すでに述べたように、独逸学協会学校の第三代校長でもあったからである。

加藤は自叙伝のなかで、ドイツの百科事典『マイエル氏社会大辞書』に載った略歴を引用している。彼自身の訳によれば次のとおりであるが、ただしこれは概略であって全訳ではない。加藤の書き込みも含め、そのまま引用する。

「日本国に於ける精神界の誘導者の一人たる加藤弘之は、一千八百三十六年に東京に生れ（謬れり）夙に独逸語、及び其學術を修め、又一時皇帝の侍読となり、且つ種種の著述をなし、又數年間『天則』と題する雜誌を

発行したることもあり。其後は帝国大学総長及び独逸学協会学校長ともなりしが、又元老院議員となり、次で貴族院議員となれり。又彼は *Der Kampf ums Recht des Staerkeren*（強者の権利の競争）と題する書を著したり云云。<sup>31)</sup>」

加藤弘之につづく「法政方面の独逸学輸入」の貢献者として、青木周蔵・山脇玄・平田東助・荒川邦蔵らが出た。彼らはドイツ留学の途中で医学から法学へと転じたが、『独逸学協会五十年史』にはこれに関する興味深いエピソードが紹介されている。このエピソードは、留学生たちの医学から法学への転向が独逸学協会の創立に結び付いたことを物語っている。

「さて一行が独逸に入ると、その国状と現時の日本の国状とを比較し大いに感ずるところあつたものか、青木氏が率先して次の如き提言をした。即ち、我等は人を癒す医者になるのも必要であるが、国家を診る医者になるのも亦必要である。それには堅実なる独逸の政治法律の学問を学ぶ必要があると。これによつて方向転換をしたのが青木周蔵、山脇玄、平田東助、荒川邦蔵の諸氏であつたのである。これが法政方面の独逸学輸入の端緒となつたのであり、又実に独逸学協会の創立ともなるのである。<sup>32)</sup>」

このうち、山脇玄と平田東助とともに法制官僚であるが、独逸学協会が発足する前年の明治一三（一八八〇）年に、ヴィントシャイトのいわゆるパンデクテン教科書を、『独乙民法通論』として共訳し司法省から刊行している。また山脇は今村研介との共訳で『独逸六法』全六巻（明治一八〜一九年）を独逸学協会から出版した。山脇は協会

学校の設立時には西校長を補佐して幹事となっていたが、明治二三(一八九〇)年に加藤弘之が第三代校長になったときには教頭を務め、引き続き学校の経営実務を担当した。

平田と山協については、『独逸学協会五十年史』に専修科卒業生の思い出が載っている。

「平田東助先生(特に我等は先生と称へる)は、我等専修科在学の時は、法制局長官をして居られたと思ふ。行政裁判所長官の山協先生と共に、始終討論会に出て来られて、我等学生を直接に指導せられたものであるが、後には内大臣の伯爵にもなられたが、矢張桂公と同じく其の後幾十年も経つてからでも、独逸学協会の卒業生だと云ふと、必ず面接して親しく話された。」<sup>(33)</sup>

#### 四 専修科の廃止

以上、独逸学協会および協会学校につらなるドイツと日本の学者について概観した。専修科の歴史を叙述するうえでさらに注目すべきは、彼らにより独逸学協会においてなされた旺盛な出版活動である。というのも、ドイツの法や政治に関する出版物の多くが、専修科の教材としても使用されたからである。まずは独逸学協会による出版事業について、第八代校長であった司馬亨太郎の言を引用する。司馬は独逸学協会の主たる事業が、ドイツ書の翻訳・協会雑誌の発行・協会学校の開設の三つであったことを指摘したうえで、独逸学協会の翻訳事業につきこう述べている。

「第一の翻訳事業としては、先づシュルツェの『国家論』が出、次にブルンチュリーの『国家論』にとりかゝつた。此の訳者は平田東助氏であつたが、翻訳中に独逸憲法研究の爲再び渡欧するにあつて中絶したのを、平塚定二郎氏が後を引受て完成し更に独逸六法とヒュー・グレーの独普政典 (Handbuch der deutschen und preussischen Verfassung und Verwaltung von Graf Hue de Graiss) とを独逸学協会の翻訳である。それ以外にはなかつた様である。」<sup>(87)</sup>

ここにいうシュルツェ (Hermann Schulze) の翻訳とは、『プロイセン国法』 (Das Preussische Staatsrecht) 第一巻の抄訳のことである。これはまず木下周一訳『国権論』として明治一五 (一八八二) 年に六分冊のかたちで独逸学協会より刊行された。ついで同年に『李瀾生国法論』と標題をあらため、木下周一と荒川邦蔵の共訳で明治一七年までに全一二分冊がやはり同協会から出ている。稲田正次によれば、シュルツェの『国権論』は井上毅の憲法調査に大きな影響を与え、その序文は実には井上自身が執筆したものであるという。<sup>(88)</sup>

またブルンチュリ (Johann Kasper Bluntschli) は、歴史法学の流れをくむ公法学者であるが、司馬の指摘する平田東助訳『国家論』全二巻 (明治一四 (一八八一) 年) のほかに、中根重一訳『政治学』、山脇玄・飯山正秀訳『万国公法戦争条規』、さらに飯山訳、山脇校閲の『独逸法律政治論纂』が独逸学協会から出版された。独逸学協会の刊行ではないが、平田東助訳『国法汎論続訳』 (明治二年) も付け加えておく。最後のものは、かつて加藤弘之が部分訳した『国法汎論』の続編である。これがブルンチュリの名著『一般国法学』 (Allgemeines Staatsrecht) の翻訳であることは、あらためていうまでもない。

ヒュー・ドゥ・グレーの『独学政典』は中根重一訳、平田東助校閲で全七巻が明治一六 (一八八三) 年に出た。

さらに『独逸六法』についても述べておこう。これはドイツの六つの法律、具体的には裁判所編制法・刑法・治罪法・商法・民法・訴訟法の翻訳であり、明治一八(一八八五)年より逐次出版された。ドイツ六法なる言い方はフランス五法への対抗意識をあらわにしている。周知のように、わが国ではフランス法学の移入が先行したけれども、この意味では『独逸六法』はドイツ法のほとんど最初の組織的紹介であった。ドイツ法学の導入は、この翻訳によって先鞭をつけられたのである。

来日した学者の業績を翻訳したものとしては、先に言及したラートゲン『行政学講義録』のほかに、ロエスラーの『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』と『仏国革命論』がある。いずれも独逸学協会の刊行書である。

ここは独逸学協会の翻訳事業の全体について述べる場ではないので詳論は避けるが、こうした一連の翻訳と学校の運営が同じ母体によって担われていた以上、翻訳の対象となったドイツの学者たちも間接的には専修科の教師であったとしてよいだろう。

司馬亭太郎は独逸学協会の事業として、ドイツ書の翻訳・協会雑誌の発行・協会学校の開設の三つを挙げた。このうち第一の翻訳についてみてきたが、次に第二の協会雑誌についても述べておきたい。

『独逸学協会雑誌』は協会学校の開学と同じ明治一六(一八八三)年の十月に創刊された。以後月刊雑誌として、二二年の第六六号にいたるまで継続した。ラートゲンやロエスラーやミヒャエリスの講演にしても、西周訳『権利争闘論』にしても、この雑誌をつうじて公表されたのであった。『独逸学協会雑誌』の目的は、もっぱら「独逸ノ政治法律理学等」の解説や紹介にあった。同誌がドイツ学の普及に果たした役割は、きわめて大きいものがある。

このへんで第三の事業であった協会学校に目をもどしてみよう。とくに「栄光の専修科」は、その後いかなる運



命をたどつただろうか。

明治政府によるドイツ学振興の方針もあり、独逸学協会学校は順調に発展した。普通科と専修科の卒業生も増え、明治二五（一八九二）年四月には同窓会の機関誌として『校友会雑誌』が創刊された。創刊号には同窓生の巖谷連（小波）の祝辞や教員の大村仁太郎の論文などが掲載され、また校友会には加藤弘之や穂積八束ら協会員からの寄付金もあり、独逸学協会学校の前途は洋々と開けたかにみえる。だがこの号に寄せられた山脇玄の「祝詞」は、けっして専修科の未来をことほぐものではなかった。

山脇は予備教育をおこなう普通科を家屋の基礎にたとえ、さらに専門教育をおこなう専修科を「美麗ナル高閣」になぞらえたうえで、独逸学協会学校の将来について次のように述べている。

「是ヲ以テ、曩ニ独逸学協会学校ヲ創設スルニ当テヤ、此ニ視ル所アリ、専ラ普通科ヲ教授シテ、日本全国ニ堅牢ナル専修科ノ基礎ヲ造ルヲ以テ目的ト定メ、爾来着々其歩ヲ進メタリ。然ルニ、其後種々ナル原由ノ備ハルアリテ傍ラ専修科ヲ設ケ、当分法学ヲ教授スルコト、ナレリ。之ニ由テ是ヲ觀ルモ我学校ノ重ナル学科ハ普通科ニ在ルヘキヲ以テ、今後益々、此ニ力ヲ用キ、益々堅牢ナル専門学ノ基礎ヲ造ランコトヲ希望ニ堪ヘサルナリ。」<sup>36</sup>

婉曲な表現ながら、これは明らかに専修科切り捨ての宣言にはかならない。すなわち、独逸学協会学校の任務を一般的な基礎教育に限定し、専門教育は他の教育機関に委ねるべきことを示唆しているのである。もっと内実に即していえば、すでに普通科から第一高等中学校をへて帝国大学の医科に進む路が整えられたこと、また帝大の法科や私立法律学校の充実により、専修科における法学教育の存在意義が薄れてきた、ということがあった。だとすれ

ば、独逸学協会学校としては、得意のドイツ語教育を生かして中等教育に徹するほうが効率的ではある。しかし、それは専修科の廃止を意味するだろう。山脇はそれが既定の方針であるがごとく、もともと普通科が主であって専修科は「傍ラ」の存在にすぎなかったとまでいう。

法科大学および他の私立法律学校の充実に、専修科はたしかに苦戦を強いられたようである。明治二五（一八九二）年十月発行の『校友会雑誌』第二号雑報欄には、「我校普通科と第一高等中学校の聯合問題」についての記事がみられる。要するに、普通科卒業者を高等中学のしかるべき級に編入せしめる懸案につきようやく解決をみたというのである<sup>(37)</sup>。ことの詳細は不明だが、学制の確立とともに、協会学校普通科から第一高等中学校をへて帝国大学にいたる進路が確保されたということだろう。しかしそれは普通科にとっては賀すべき事態であったかもしれないが、反面、専修科にとっては存在意義の大半を失うことにはかならなかった。

実際、前掲の山脇の「祝詞」は専修科の弔辞となった。同じ年内に専修科の募集は打ち切られ、三年後をもって廃止されることが決まったからである。明治二一（一八八八）年に第一回の卒業生を出した専修科は、二八年の第八回卒業生をもってその短かい歴史を閉じることになった。「栄光の専修科」の卒業生は、わずかに一六四名で終わった。発足から数えてもたった十年の歴史である。

「以上のべたごとき栄光の歴史を有する専修科が、では何故わずか十年にして滅亡したか？」村松定孝は独逸学協会学校の歴史を振り返ってこう自問し、その第一の理由に財政難を挙げている<sup>(38)</sup>。協会学校が、創立以来しばらく司法省と文部省から少なからぬ補助金を受けていたことは前にも指摘した。このことは、政府要人との密接な人的関係とあいまって、協会学校に準官立的な性格を付与し、他の私立学校とは際立った対照をみせていた。一方ではそれは学校関係者の誇りでもあったろうが、他方では主体的な経営努力を怠ることにもなったようだ。明治二三

（二八九〇）年に第一回帝國議会在開かれたとき、この補助金が全廢され、学校当局は大きな打撃を受けることになったのである。

さらに「専修科十年の概略史」を書いた中村健一郎は、より厳しく経営陣の怠慢を非難している。そのまま引用する。

「然しかゝる光榮の歴史ある学校も有志の士奮起すれば、存続必ずしも不可能ではなかつたに違ひない。然るに元これを設立した人々が皆政府の頭職に在る人で、学校の経営は寧ろ片手間の、云はゞ内職仕事と云つてもよい位であるのが、かゝる衰運に際してもあまり熱心に存続するの意志がなかつた。もし大学にも独法科が出来たし、自分達の懐抱する所も多少達せられたとし、又学校の将来を引受けたる人が、普通の教育家であつて、僅々中学の経営を以て満足したる等に起するものである。」<sup>⑧</sup>

ふたたび村松の言を借りれば、当初普通科と専修科からなつていた独逸学協会学校は「高等学校の上に短期大学部を持っているような学校」であつたが、専修科の廃止により、「大学部のある学校から、高等学校に格下げになつたのである。」<sup>⑨</sup>他の私立法律学校が大学昇格への方途を講じつつあったのに逆行して、独逸学協会学校専修科は、<sup>⑩</sup>「法律学校Vとしての存続をいわばみずから放棄したのであつた。」

これまで独逸学協会学校専修科という<sup>⑪</sup>「法律学校Vの歴史をみてきた。ここでその短かい歴史を、もう一度総括しておこう。」

専修科の特色は、およそ次のように要約できる。すなわち、①「法律学校Vとしてドイツ法制の専門教育を目指

した、②教師は日本とドイツの一流の学者たちであった、③経営陣の多くはドイツ法学を学んだ法制官僚であった、④政府から多くの特典を受けた準官立の学校であった、⑤卒業生の多くが行政官や司法官になった、などである。一言でいえば、まさしく「栄光の専修科」であった。

だがその栄光の歴史も、わずか十年で幕を閉じた。それは右に列挙した特色が皮肉にもことごとく反転したからである。詳しくは述べないが、独逸学協会学校専修科は、ドイツ法学が本格的に移入されようとしたとき、その独占的窓口を帝国大学のドイツ法科に奪われ、そして私立の△法律学校▽が大学と並ぶ高度の専門教育を標榜しはじめたときに、みずから競争の場を離れたのであった。ときの経営者は帝国大学にも深く関わっていたが、専修科の役割はすでに終わったと判断したのでだろうか。

もはや独逸学協会学校の専修科は、歴史的な存在でしかない。しかしながら、△法律学校▽としての専修科が同時代のドイツ法学界と密接につながっていた以上、教員たちや彼らの業績を思想的に問う意義は、まだ失われていない。なぜなら専修科の歴史は、わが国におけるドイツ法学の受容問題を考えるうえで、恰好の事例であることはまちがいないからである。

注

(1) 「独逸学協会学校校則」(明治一七年十月改正)、『独協百年』第一号、一九七九年、三五四頁、三五九頁。校則改正

に先立って明治一七年十月二日付で東京府知事に提出した「規則改正願」によれば、「政事学△国法・政略・行政及国際法ノ概略ヲ講義ス」「法律学△法学ノ大別及法理并ニ民法・刑法ノ綱領ヲ講義ス」と、より具体的に記されている。

『独協百年』第五号、一九八一年、一一一頁。

(2) 「独逸学協会学校校則」(明治一七年十月改正)、三五九頁、三五五頁以下、三五四頁。

- (3) 同、三五七頁以下。「専修科課程表」につき、『独協百年』第五号、一一五頁参照。ただし、前掲校則とは科目名等に若干の相違がある。
- (4) 『独逸学協会雑誌』二五号、一八八五年。『独協百年』第二号、一九七九年、三八二頁。
- (5) 『独逸学協会雑誌』四五号、一八八七年。『独協百年』第二号、三八六頁。
- (6) 石井研堂『増補改訂 明治事物起原』明治文化全集、別巻、日本評論社、一九六九年、五五三頁以下。徳富蘇峰編『公爵桂太郎伝』坤巻、復刻版、原書房、一九六七年、九〇二頁。伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』中巻、復刻版、原書房、一九七〇年、三八〇頁以下。大塚三七雄『新版 明治維新と独逸思想』長崎出版、一九七七年、二二頁。山室信一『法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程——』木鐸社、一九八八年、三二四頁、注(31)参照。
- (7) ミヒャエリス『独逸学協会学校生徒養成法』『独逸学協会雑誌』四六号、一八八七年。『独協百年』第二号、三四〇頁。
- (8) 同、三四二頁。
- (9) 同、三四五頁。
- (10) 大久保利謙『日本の大学』復刻版、日本図書センター、一九八一年、三七三頁。
- (11) 中村健一郎『専修科十年の概略史』、『独逸学協会学校五十年史』一九三三年、二七頁。このことについて、同書所載の松本安正「我母校の創立維持に努力せられたる先輩及同窓を偲ぶの記」一八頁には、「我校の専修科が当時余りに内閣諸公の庇護を受け過ぎた猜疑心もあつて、文部省や大学等の学閥連中より大分睨まれて居つた結果、我専修科第一回の卒業期以前に高等文官試験の制度が定められて、帝大生の外は凡て受験の上採用するといふことに成り」とある。なお試験委員につき、松本は帝大総長渡辺洪基をはじめ穂積陳重・富井政章・梅謙次郎など法科大学教授の名を挙げているが、これは口述試験の委員であつて、中村のいう協会関係のドイツ人たちは、これに先立つ筆記試験の委員である。
- (12) 山中永之佑「教育制度」、福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社、一九八一年、三九三頁以下。
- (13) 三島駒治編『九大法律学校大勢一覽』東京法友会、一八九八年、三八頁以下。関西法律学校は関西大学の前身。
- (14) 福田研「独逸学協会の誕生と協会学校の性格」、『独協百年』第二号、一九五頁以下。
- (15) 『独協学園七十五年史』一九五九年、五三頁以下。

- (16) 松本、前掲論文、一九頁以下。 巖谷大四(小波の四男)の『波の寢音——巖谷小波伝——』文春文庫、一九九三年、二二三頁以下所収の年譜によれば、小波は明治一八年に医学予備校から独逸学協会学校普通科に転学、二二年に卒業後た  
だちに専修科に進み、二二年に退学した。
- (17) 三島、前掲書、二四八頁以下。 手塚豊『明治法学教育史の研究』、著作集、第九卷、慶応通信、一九八八年、二四二頁以下。 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九八九年、四六一頁。 本文に掲げた表は、手塚がわずかな修正を加えたものである。
- (18) 天野、前掲書、四六二頁。 天野は官僚輩出率の高さをもって、専修科を「体制的私立法律学校」の代表格と位置づけている。しかし、設置の経緯から「準官立」とするならともかく、「体制的」とはいかなる価値評価にもとづくのか不明である。
- (19) 大村仁太郎「建議」(明治一九年十二月一日付)。『独協百年』第五号、六四四頁。
- (20) 「在東京、独逸学協会学校」、『独逸語学雑誌』一号、一八九八年。『独協百年』第一号、三九五頁。
- (21) 『独協百年』第五号、一三一頁。 潮木守一『ドイツの大学——文化史的考察——』講談社学術文庫、一九九二年、一九九頁。
- (22) 松本、前掲論文、一七頁以下。 潮木、前掲書、一九八頁。
- (23) Georg Michaels, Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte, Berlin, 1922, S.52f. zit.: Thomas Ellwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, 2. Aufl., Frankfurt am Main, 1992, S.223f. 潮木、前掲書、二〇三頁参照。
- (24) 「学士區令氏権利争闘論」甘寝齋主人(西周)訳、『独逸学協会雑誌』三〇号〜三三号、一八八六年。『西周全集』大久保利謙編、宗高書房、第二卷、一九六二年、三二九頁以下参照。 同書、七三二頁以下の解説によれば、西訳は刊行されていなくともあるが、これは明らかな誤まりである。 vgl. Rudolf von Hering, Der Kampf um's Recht, 11. Aufl., Tokyo, 1898, S. VII. イーリング『権利のための闘争』村上淳一訳、岩波文庫、一九八二年、一二頁参照。
- (25) 『ミヒャエリス』経済学史』武田律訳、博文館、一八九〇年、四頁。 同書では著者の肩書が経済学博士となっているが、これは法学博士の誤まりである。 大塚、前掲書、一四一頁参照。

- (26) 梅溪昇『お雇い外国人——政治・法制——』鹿島研究所出版会、一九七一年、一六二頁以下参照。ロエスラー「独逸学方針」関澄蔵訳、『独逸学協会雑誌』六号、一八八四年、八頁以下。
- (27) Kurt Meisner, *Deutsche in Japan 1639-1960*, Tokyo, 1961, S.52. 三島、前掲書、一四九頁。
- (28) ebd., S.54. ラートゲン『行政学講義録』上篇、独逸学協会訳、独逸学協会、一八八六年。大塚、前掲書、八一頁。
- (29) Paul Honigsheim, *Erinnerungen an Max Weber*, Max Weber in Heidelberg, in: *Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Bd.15, 1963, S.224. ホーヒンスハイム『マックス・ウェーバーの思い出』大林信治訳、みすず書房、一九七二年、一〇五頁以下参照。
- (30) 河合榮治郎『明治思想史の一断面——金井延を中心として——』日本評論社、一九四一年、六八頁以下。金井は学生時代にラートゲンの助手として、『日本の国民経済と国家財政』のための資料づくりに協力した。
- (31) 『加藤弘之自叙伝』復刻版、大空社、一九九一年、六八頁。  
『独協百年』第一号、四二二頁、第五号、五九六頁参照。  
念のため『イェル氏社会大辞書』所載の「加藤弘之」の項目を全訳しておく。Meyers *großes Konversations-Lexikon*, 6.Aufl., Bd.10, Leipzig/Berlin, 1905, S.754.  
「加藤弘之。日本における精神的指導者の一人。一八三六年東京に生まれる。早くからドイツの言語と学問の研究に関わり、ブルンチュリの『国法学』などを翻訳した。一時天皇にドイツ語の講読をなしたこともあり、著述家としては様々な領域で活躍し、学問的諸問題に寄与した雑誌『天則』を創刊した。一八七二年文部省参与に任命され、一八七九年から八六年まで、ふたたび一八九〇年より、東京大学総理となる。一八九〇年に元老院議員を辞し、その後貴族院の勅選終身議員となる。ドイツ語の著書『強者の権利の競争』（東京／ベルリン、一八九三年）では進化論的社会学を標榜したが、日本語の評論では当面の時事的諸問題に関わる通俗倫理の領域に没入している。加藤は多年独逸学協会の会長を務めるが、同協会は東京に自前の学校をもっている。」
- (32) 司馬亨太郎「独逸学協会学校創立の意義と其事情」、『独逸学協会学校五十年史』八頁。村田幹雄「山脇玄先生の事」『白塔』一三号。『独協百年』第一号、四三〇頁参照。

- (33) 中村「前校長桂公爵を忍ぶ——附平田内府の事——」『独逸学協会学校五十年史』四五頁以下。 大塚、前掲書、八九頁。
- (34) 司馬、前掲論文、八頁。
- (35) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、五三七頁以下参照。
- (36) 山脇玄「祝詞 独逸学協会学校創設ノ目的」、『校友会雑誌』第一号、一八九二年。 『独協百年』第四号、一九八〇年、一六一頁。
- (37) 『校友会雑誌』第二号、一八九二年。 『独協百年』第五号、三四四頁。
- (38) 『独協学園七十五年史』六三頁。
- (39) 中村「専修科十年の概略史」二七頁以下。
- (40) 『独協学園七十五年史』六四頁、五九頁。



独逸学協会学校専修科（堅田）

付／独逸学協会学校専修科関連略年表

- 明治14(1881)年 7月 加藤弘之、東京大学総理となる（19年まで）。  
9月 独逸学協会の設立。
- 明治16(1883)年10月 『独逸学協会雑誌』の創刊。  
独逸学協会学校の創立（初等科・高等科）（麴町区五番町）。  
初代校長、西周。幹事、山脇玄。  
宮内省より下賜金（年額2千4百円）。
- 明治17(1884)年 5月 神田区西小川町に移転。  
10月 校則の改正。  
12月 判事登用規則の施行。
- 明治18(1885)年 7月 普通科（5年10級）・専修科の設立（2年4級）。  
8月 教育令の改正。  
9月 専修科の発足。  
10月 G・ミヒャエリス、教頭として赴任。
- 明治19(1886)年 3月 帝国大学令の公布。帝国大学の設置。  
4月 諸学校通則の制定。  
宮内省よりの下賜金廃止。  
5月 加藤、帝国大学総長となる（26年まで）。  
8月 私立法律学校特別監督条規の制定。  
11月 文部省より補助金（年額1万円、22年より7千円）。
- 明治20(1887)年 4月 第二代校長、桂太郎。  
司法省より法学士養成補助金（年額2万円）。  
5月 教則の改正（普通科5年5級、専修科3年3級）。  
7月 文官試験試補及見習規則の制定。  
9月 帝国大学法科大学に独逸部を設置。
- 明治21(1888)年 1月 文官試験試補及見習規則の施行。  
5月 特別認可学校規則の公布。  
7月 独逸学協会学校専修科など7校、特別認可学校となる。

- 9月 専修科第一回卒業式。
- 10月 第一回司法官・行政官試験。
- 明治22(1889)年10月 L・レーンホルム、教頭として赴任。
- 明治23(1890)年7月 第三代校長、加藤弘之（帝国大学総長）。教頭、山脇玄。
- 明治24(1891)年3月 文部省・司法省よりの補助金廃止。  
中学校令の改正。
- 明治25(1892)年10月 普通科学科課程の改正、第一高等中学校の認可を受ける。
- 11月 専修科の募集打ち切り。
- 明治26(1893)年11月 校則の改正、普通科を独逸学協会学校中学と改称。  
独逸学協会学校専修科など9校、司法大臣の指定校となる。  
文官試験規則の制定。
- 明治27(1894)年6月 高等学校令の制定。
- 明治28(1895)年7月 専修科の廃止。